

給特法第7条に基づく「指針」の改正（令和7年9月25日改正、令和8年4月1日から適用）を踏まえ、「指針」に係るQ&Aを更新しましたので、送付いたします。

事務連絡
令和7年11月28日

各都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針に係るQ&Aの更新について

令和7年9月、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）を全部改正して公示（令和7年文部科学省告示第114号。以下「指針」という。）し、その概要及び留意事項等については、「公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」（令和7年9月26日付け7文科初第1404号文部科学事務次官通知。以下「留意事項通知」という。）において通知したところです。このたび、留意事項通知の中で、別途示す予定としていた指針に係るQ&Aについて、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針に係るQ&A」（以下、「本Q&A」という。）を更新しましたので、別添のとおり送付します。

各教育委員会におかれては、本Q&Aも踏まえ、先般の法改正により、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）に新たに設けられた第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に取り組むとともに、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、学校の現状や課題を関係者と共有し、相互に連携・協働しながら取組を実施し、検証及び改善を重ねていただくようお願いします。

また、各教育委員会におかれては、教育職員への勤務時間の割振りや労働基準法上求められる「休憩時間」の付与（本Q&Aの問15、16も参照）を適正に実施すること、適正に実施されない場合は法令違反となること、本Q&Aも踏まえた在校等時間の客観的な把握等を適切に実施すること等について、校長等の管理職をはじめ各学校への指導・助言も含め、必要な取組を実施いただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いします。

《本件連絡先》

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教育公務員係

TEL：03-5253-4111（内線2588）